

# 令和5年度定期監査報告書

## I 適用した監査基準

本定期監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## II 財務監査等の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## III 監査の対象

1 本庁全部局および一部支所

2 監査の対象期間

令和4年度の事務（監査基準日：令和5年3月31日）

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

## IV 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査の主な着眼点は次のとおりである。

ア 事業の進捗状況

イ 予算の執行状況（収入率、執行率）

ウ 収入事務

エ 支出事務

オ 契約の状況

カ 債権の管理状況

キ 団体事務局の口座等の状況

ク これまでの監査意見への改善状況

ケ 備品の管理状況

## V 監査の主な実施内容

1 書面審査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面審査を行った。

(1) 歳入及び歳出予算の執行状況

(2) 契約の状況（業務委託、工事請負）

(3) 滞納債権の状況

(4) 団体事務局口座の管理状況

## 2 予備監査

予備監査として事務局職員が対象部署へ出向き、関係諸帳簿類等の審査を行った。  
また、昨年度実施した例月現金出納検査の結果を参照した。

## 3 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、対象部署に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の審査を行った。

## VI 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

予備監査は対象部署に属する施設内等で行い、本監査は7月4日を除き監査委員事務局において実施した。

### 2 日程

4月28日	長等への監査の実施通知
5月8日	各部署への監査の実施通知
5月12日～	5月23日 予備監査
6月19日～	7月24日 監査委員による本監査（対面監査）
8月2日	監査結果の報告 監査委員合議
8月3日	部長講評
8月23日	監査結果報告書の提出

## VII 監査の結果

上記IV及びVにより監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は概ね適正に執行されていると認める。

## VIII 監査の意見

### 1 会計伝票の適切な起票及び整備について

伝票の起票について、次の事項が見受けられたので、財務規則および歳出節解説に基づき改善されたい。

指摘事項	対象課
消耗品の支出負担行為兼支出命令において、起案日が請求月日となっていなかった	高齢者包括支援センター
電気料の支出負担行為兼支出命令において、起案日が請求月日となっていなかった	総務課
会計年度任用職員の旅費の支出負担行為兼支出命令において、起案日が雇入れの初めの日となっていなかった	太田支所市民サービス課
旅費の車賃について、1kmにつき37円で計算すべきところ、20円で計算されていた	社会福祉課
旅費の支出負担行為兼支出命令において、日当の支給がされていなかった	議会事務局
大仙市財務規則第132条の規定による検査がされていなかった	社会福祉課 高齢者包括支援センター 農業振興課 道路河川課 学校給食総合センター 中仙支所市民サービス課 神岡中央公民館 太田公民館
負担金の支出負担行為兼支出命令において、検収が課室所長となっていなかった	財産活用課 神岡支所市民サービス課
スポーツ関連予算の執行において、市長部局の課長決裁がされていなかった	神岡中央公民館
請求書の宛名が上下水道事業管理者ではなく、料金徴収等業務を委託している会社宛となっていた	経営管理課
収入伝票に課長の決裁印が漏れていたものがあった	経営管理課
複数の会計にまたがる物品を購入した際に本来は負担すべきではない簡易水道事業会計及び下水道事業会計の分について、上水道事業会計において支払いを行っていた	経営管理課
支出伝票に請書の写しが添付されていなかった	経営管理課
支出伝票に決裁印が漏れていた	経営管理課 市立大曲病院管理課
支出伝票に支払済の出納印が押印されていなかった	経営管理課
請求書に記載する検査確認の内容について、検査を実施した月日が未記入であった	経営管理課

## 2 契約事務について

公文書管理規則、財務規則及び契約事務マニュアル等をもとに監査を行ったところ、次の事項が見受けられたので改善されたい。

指摘事項	対象課
設計書図書の内容が不十分であった	財産活用課 DX推進課 社会福祉課 観光交流課（旧観光振興課） 施設管理課
予定価格の記載に誤りがあった	生活環境課
執行伺決裁書又は契約締結伺決裁書に契約主任チェックシートが添付されていなかった	財産活用課 生活環境課 西仙北・協和建設水道事務所 中仙・太田建設水道事務所
社会保険料納入確認書で、添付されていないものがあった	総合防災課 DX推進課 税務課 コロナワクチン対策室 総合市民会館
着手届・完了届が提出されていなかった	DX推進課 生活環境課 社会福祉課 コロナワクチン対策室 高齢者包括支援センター 温泉施設対策室 文化財課 用地対策課 中仙・太田建設水道事務所 教育指導課 学校給食総合センター 総合図書館 総合市民会館
着手届・完了届がファイルに綴られていなかった	総務課 生活環境課
検査調書が作成されていなかった	保険年金課 生活環境課 社会福祉課

指摘事項	対象課
最終決裁が部長決裁とすべきところ、課長決裁となっていた	生活環境課 コロナワクチン対策室 観光交流課（旧観光振興課） 道路河川課 用地対策課 学校給食総合センター 総合市民会館 選挙管理委員会 農業委員会
検査員が原則副主幹以上とすべきところ、主査になっていた	生涯学習課
検査確認通知が送付されていなかった	総務課 財産活用課 総合防災課 DX推進課 若者チャレンジ推進室 生活環境課 税務課 社会福祉課 高齢者包括支援センター 子ども支援課 健康増進センター コロナワクチン対策室 農林整備課 商工業振興課 企業立地推進課 花火産業推進課 観光交流課（旧交流振興課） （旧観光振興課） 温泉施設対策室 文化財課 スポーツ振興課 道路河川課 用地対策課 都市管理課 中仙・太田建設水道事務所 教育指導課 学校給食総合センター 生涯学習課 総合図書館 総合市民会館

### 3 備品の管理について

備品の管理について、次の事項が見受けられたので、財務規則に基づき適正な管理を行われない。

備品は市の財産であることから、財務規則に基づいた管理を徹底するよう全庁的に点検を実施し、早急に整備されたい。

指摘事項	対象課
物品台帳の作成がされていなかった	財産活用課 DX推進課 移住定住促進課 市民課 債権管理課 観光交流課（旧交流振興課） 選挙管理委員会
標識が貼付されていなかった	総務課 財産活用課 DX推進課 移住定住促進課 市民課 債権管理課 観光交流課（旧交流振興課） 議会事務局 選挙管理委員会
所管替えの手続がされていなかった	DX推進課

### 4 市長の権限に属する事務の補助執行及び委任に関する決裁権者について

本市執行機関のうち、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会（以下「執行機関」という。）の職員に補助執行させる事務において、予算の執行に係る部長相当職の決裁権者が明確に規定されていないため、適切な決裁がなされていないものが見受けられた。

決裁は組織として最終的に意思決定を行うことであり、決裁権者を明確にすることは迅速な意思決定や説明責任の観点などからも重要である。

なお、監査においてこの旨を関係規則を所管する総務課に説明したところ、同課は、執行機関と協議の上、施行期日を令和5年8月1日として関係規則の改正を行ったところである。

### 5 負担金支出の根拠について

当市で開催される第145回秋田県種苗交換会を円滑に運営するため、市は、関係団体と協賛会を組織して交換会の管理運営を行うとともに、協賛会の予算議決に基づき運営経費として負担金を支出した。

協賛会の規約によると、運営経費については市及び関係団体からの負担金や協賛金などをもって充てることとしている。

しかし、当該規約には負担金支出の根拠となるその金額や割合などは明示されておらず、また、それらを定めた協定書なども作成されていなかった。

市が構成員である団体に対しその団体の必要経費に充てるため費用を負担する場合は、規約や協定書などにより対象となる経費や負担する金額などを明確に定める必要があると考えられる。

今後負担金を支出する場合は、そうした内容の規約への明示や協定書の作成などにより、取り決め内容を明確にされたい。

## 6 指定管理者に関する休業補償について

協和温泉「四季の湯」の指定管理者である株式会社協和振興開発公社は、同施設の給水・給湯配管更新工事に伴い、9月5日から9月30日までの26日間、営業を停止した。

市は、この営業停止に伴う休業について、基本協定書第34条の3に基づく不可抗力の発生に起因して発生した損害として、指定管理者に対し休業補償金を交付した。

しかし、当該工事は令和4年度当初予算に計上されている事業であり、当該工事に伴い休業することが予め見込まれていたことから、基本協定書第11条に規定する業務範囲及び業務実施条件の変更が生じたケースとして整理することが適当であると考えられる。

今後は基本協定書の条文に則した手続きを行われたい。

また、このことは令和3年度の財政援助団体等監査においても同様の意見を出しているところであり、指定管理者制度を統括する総務課においては、基本協定書等に則した事務手続きが確保されるよう定期的に文書による指導を行うなど周知徹底を図られたい。

## 7 私法上の債権に係る免除について

教育指導課では、市内の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の教育用情報端末を使用した学習を進めるに当たり、オンラインを活用した学習を支援するため、大仙市モバイルWi-Fiルーター等貸出要綱（以下「貸出要綱」という。）に基づき、インターネット環境がない家庭に対しWi-Fiルーター等を貸し出ししており、当該機器を貸与している家庭に回線を開通させることは困難であることから、市が通信契約をしている。

当該機器を使用した通信料の実費については、私法上の契約関係として貸出要綱第9条において借受者が負担することとしており、借受者が生活保護受給者等の場合には、第10条において免除することができる旨規定している。

しかし、私法上の債権は、地方自治法第240条第3項及び同法施行令第171条の7に規定する要件を満たす場合でなければ免除することはできないと考えられることから、法律関係を精査した上で所要の改正をされたい。

今後同様の施策を考えるにあたっては、補助や扶助などの適切な方法を検討されたい。

（以上）